

遺言書の比較表



遺言書には、代表的な2つの作り方があります。

- ① 自筆証書遺言：遺言を残す人自身が、基本的に自筆で書く遺言書です。
- ② 公正証書遺言：公証人という法律の専門家が、本人から聞き取った遺言を文書に書き表した遺言書です。

それぞれに、遺言を残す方にとって便利さや安心感につながる特徴があります。

下の表は、その特徴を簡単にまとめたものです。

さらに、自筆証書遺言を法務局で保管するサービスを加えた場合も比較してみました。遺言書の作成を検討する時に、御利用下さい。

	自筆証書遺言	自筆証書遺言 + 保管サービス	公正証書遺言
安心感	形式の不備や相続分や表現に問題があるときがあります。	形式は法務局で点検します。その他の点検はしないので、相続分や表現には注意が必要。	遺言書自体を公証人が作成するので、形式には問題はありません。
費用	基本的にかかりません。	法務局に3900円の手数料を支払います。	公証人への手数料が、財産の価格に応じてかかります。 ※遺言書の枚数によってさらに費用が変わります。 ※別途、証人への報酬も発生することもある。
他人の関与	本人が望まなければ、他人が関与することはありません。	保管申請時に法務局の担当者が遺言書を見ます。 その他は、本人が望まなければ、他人が関与することはありません。	公証人の他に証人が2名必要です。 ※財産を相続する可能性のある人は、証人になれません。
家庭裁判所の検認	必要です。 ※検認を経ないと、過料がとられます。	いりません。	いりません。
遺言書の保管	自分で保管します。 ※家族が見つけれないこともあります。	法務局	正本と謄本は本人。原本を公証役場で保管します。

★遺言書は案外、トラブルになりやすいものです。一度は行政書士等の専門家に相談されることをお勧めします。